

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、次の管理残額がある人は、第4表の付表を作成します。

イ 税特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分

ロ 税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分

（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名						
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円	円
相受開続等 統け始柄が 時でのにあ 精い時變つ 算するま更た 課人で、場 税で、に養合 に、被子に 係か相縁記 るつ統組し 贈、人のま 与相と解す を相続の消。	②	円	円	円	円	円
被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によつて取得した財産の価額	③					
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によつて取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②+第1表⑤)	④					
措置法第70条の2の2第12項第2号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表⑦)	⑤	円	円	円	円	円
措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表⑭)	⑥	円	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2)	⑦	円	円	円	円	円
ただし、上記④～⑥の金額がある場合には、 (①-④-⑤-⑥)×0.2となります。						

（注） 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との統柄に変更があつた場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

2 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額①」欄に転記します。